

介護予防訪問サービスサービスコード表(東三河広域連合)

介護予防訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者が使用します。

※平成 31 年 4 月サービス提供分以降の請求について、サービス提供責任者体制の減算のサービスコードは利用しません。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)Ⅰ	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		1,168	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		38 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	34	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)Ⅱ	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		2,335	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)Ⅲ	要支援2 (週2回を超える程度)		3,704	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人 以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事 業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200 単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) せ	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		